

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (税務課)	51
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	52
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	52
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	52
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(2件)..... (治山課)	52
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	53
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	53

支庁告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定.....	53
---------------------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定.....	53
-----------------	----

告 示

北海道告示第562号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付す事項

- (1) 調達する賃貸借物品等の名称及び数量
地方税電子申告システムに係るサーバ等一式(1月当たりの単価)
- (2) 調達する賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年11月1日から平成22年10月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書において別途指定する場所とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品に関し、障害発生時等に、速やかな対応がとれる者であること。
- (4) 当該賃借物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成17年7月26日(火)から8月9日(火)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部税務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部税務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階 共用B会議室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部税務課)

(2) 入札日時 平成17年9月5日(月)午前10時(送付による場合は、平成17年9月2日(金)必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部税務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量270gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道総務部税務課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部税務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 22-463

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of server equipment for examining Local Tax declaration Completed via the internet

B. Bid tendering date and time :

10:00 A. M., September 5, 2005

C. Contact :

Taxation Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo-shi 060-8588 Japan.
Phone : 011-231-4111 Extension 22-463

北海道告示第563号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年7月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
沼北	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、暗きょ)	北海道空知支庁
牛首別	畑地帯総合整備[担い手支援型](農道、農業用排水、暗きょ、土層改良)	北海道十勝支庁

北海道告示第564号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
平取町	トエナイ	基盤整備促進[基盤整備](農業用排水)	平成16.12.3
沙流土地改良区	去場	同	同 17. 1.11

北海道告示第565号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 紋別郡湧別町字川西237の1、237の3
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第566号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉六丁目7の14（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第567号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町美原65の18（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町泉川14の6（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 夕張新得線
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
勇払郡占冠村字二ニウ507番1地先から		前	23.75mから	49.09m	
勇払郡占冠村字二ニウ507番1地先まで			57.87mまで		
		後	24.45mから	49.09m	
			57.87mまで		

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成17年7月26日

北海道空知支庁長 石川 久紀

- 認可番号 空建指第655号
- 認定年月日 平成17年7月14日
- 対象区域 滝川市東町2丁目50-1、50-14、50-15、50-17
- 申請者の住所及び氏名 雨竜郡北竜町字和54番地1 大路 直一
- 縦覧図書縦覧場所 北海道空知支庁経済部建設指導課
滝川市建設部建築住宅課

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成17年7月26日

北海道収用委員会会長 渡辺 裕哉

- (1) 起業者の名称
国土交通大臣
- (2) 事業の種類
一般国道230号改築工事（洞爺道路・北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町地内から同

道同郡同町字清水地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

(3) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地				土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		
所 在 地	番 地 目	登 記 簿 実 測 地 積	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示	
							受 付 年 月 日 種 類 ・ 受 付 番 号	
虻田郡虻田町 字三豊	185番10	原野 211	211.57	32.10	別記1のとおり	鹿島信託株式会社 (ただし土地登記簿上鹿島信託株式会社)	住所不明(ただし土地登記簿上住所 東京都新宿区西新宿一丁目18番6号、法人登記簿上の住所 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸ビル425区)	なし なし なし なし なし

別記1

- (1) 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、東京湾平均海面の上89.40mから東京湾平均海面の上106.00mまでとする。
- (2) 使用しようとする土地に道路構築物の障害となる建物及び工作物を設置してはならない。
- (3) 使用しようとする土地に建物及び工作物を設置する場合は、地表面の荷重は1平方メートル当たり91トン以下とし、起業者と設計及び工法について事前に協議しなければならない。
- (4) 道路構築物が存続している期間。

別添図面省略

(4) 裁決手続開始決定の日

平成17年7月15日

2(1) 起業者の名称

国土交通大臣

(2) 事業の種類

一般国道230号改築工事(洞爺道路・北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町地内から同道同郡同町字清水地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

(3) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地				土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人	
所 在 地	番 地 目	登 記 簿 実 測 地 積	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示
							受 付 年 月 日 種 類 ・ 受 付 番 号
虻田郡虻田町 字三豊	174番2	原野 516	516.14	233.96	別記1のとおり	(亡)江川清次 法定相続人 持分4分の2 江川悦子 (亡)江川清次 法定相続人 持分4分の1 佐藤喜代子 (亡)江川清次 法定相続人 持分4分の1 市原恵理子	東京都世田谷区新 町1丁目27番15号 なし なし なし なし なし なし なし なし

別記1

- (1) 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、東京湾平均海面の上87.80mから東京湾平均海面の上104.50mまでとする。
- (2) 使用しようとする土地に道路構築物の障害となる建物及び工作物を設置してはならない。
- (3) 使用しようとする土地に建物及び工作物を設置する場合は、地表面の荷重は1平方メートル当たり100トン以下とし、起業者と設計及び工法について事前に協議しなければならない。
- (4) 道路構築物が存続している期間。

別添図面省略

(4) 裁決手続開始決定の日

平成17年7月15日

3(1) 起業者の名称

国土交通大臣

(2) 事業の種類

一般国道230号改築工事(洞爺道路・北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町地内から同道同郡同町字清水地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

(3) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地				土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人	
所 在 地	番 地 目	登 記 簿 実 測 地 積	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	使 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示
							受 付 年 月 日 種 類 ・ 受 付 番 号
虻田郡虻田町 字清水	81番	原野 2,678	2,678.00	596.83	別記1のとおり	石井 幸子	札幌市厚別区青葉 町8丁目4番17号 なし なし なし なし
虻田郡虻田町 字清水	82番	原野 779	1,055.83	268.38	別記2のとおり		

別記1

- (1) 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、東京湾平均海面の上33.20mから東京湾平均海面の上50.70mまでとする。
- (2) 使用しようとする土地に道路構築物の障害となる建物及び工作物を設置してはならない。
- (3) 使用しようとする土地に建物及び工作物を設置する場合は、地表面の荷重は1平方メートル当たり20トン以下とし、起業者と設計及び工法について事前に協議しなければならない。
- (4) 道路構築物が存続している期間。

別記2

- (1) 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、東京湾平均海面の上33.90mから東京湾平均海面の上51.20mまでとする。
- (2) 使用しようとする土地に道路構築物の障害となる建物及び工作物を設置してはならない。
- (3) 使用しようとする土地に建物及び工作物を設置する場合は、地表面の荷重は1平方メートル当たり18トン以下とし、起業者と設計及び工法について事前に協議しなければならない。
- (4) 道路構築物が存続している期間。

別添図面省略

(4) 裁決手続開始決定の日

平成17年7月15日